法第十二条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、外国弁護士となる資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供に関する事項

ロ　［略］

ハ　法第十二条第一項第二号に掲げる基準に関する事項

［ニ～ヘ　略］

［二～四　略］

五　資格取得国における外国弁護士としての職務経験を証する書類及び法第十二条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、外国弁護士となる資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供を証する書類

六　法第十条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

七　法第十二条第一項第二号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面

［八～十一　略］

2　［略］

（承認申請手数料の納付方法）

第七条　法第十一条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

［条を削る。］

（承認をしないこととした場合の通知）

第八条　［略］

（承認の申請前の予備審査）

第九条　［略］

（承認を受けた者の届出義務等）

第十条　承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、法務大臣にその旨を届け出なければならない。

［一～四　略］

五　法第十二条第一項第二号イからニまでに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

六　［略］

七　法第十条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

2　承認を受けた者は、前項第六号又は第七号に該当する場合を除き、当該承認を受けた日から起算して二年ごとに、その期間の満了後二箇月以内に、次に掲げる書類を法務大臣に提出しなければならない。

［一・二　略］

法第十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、外国弁護士となる資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供に関する事項

ロ　［同上］

ハ　法第十条第一項第二号に掲げる基準に関する事項

［ニ～ヘ　同上］

［二～四　同上］

五　資格取得国における外国弁護士としての職務経験を証する書類及び法第十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、外国弁護士となる資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供を証する書類

六　法第八条において準用する弁護士法第七条各号に掲げる者でないことを誓約する書面

七　法第十条第一項第二号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面

［八～十一　同上］

2　［同上］

（承認申請手数料の納付方法）

第五条　法第九条第三項の手数料は、承認申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。

第六条　削除

（承認をしないこととした場合の通知）

第七条　［同上］

（承認の申請前の予備審査）

第八条　［同上］

（承認を受けた者の届出義務等）

第九条　承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、法務大臣にその旨を届け出なければならない。

［一～四　同上］

五　法第十条第一項第二号イからニまでに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

六　［同上］

七　法第八条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

2　承認を受けた者は、前項第六号又は第七号に該当する場合を除き、当該承認を受けた日から起算して二年ごとに、その期間の満了後二箇月以内に、次に掲げる書類を法務大臣に提出しなければならない。

［一・二　同上］